

沖縄県業務改善奨励金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄県業務改善奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）の交付を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付することにより、生産性の向上や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業等。
- (2) 国助成金について、令和7年4月14日から令和7年11月30日までに沖縄労働局に交付申請を行い、国助成金交付額確定通知書を奨励金の申請時に提出できる者。
- (3) 国助成金の交付額確定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している者。

(補助対象経費及び助成率等)

第4条 奨励金の補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

- 2 奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 奨励金の補助上限額は別表2のとおりとする。ただし、事業所規模が30人未満の場合、奨励金の補助上限額は別表2-2のとおりとする。

(奨励金の交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、沖縄県業務改善奨励金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の奨励金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 誓約・同意書（様式第2号）
- (2) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）
- (3) 国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）
- (4) 国庫補助金精算書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号別紙1）
- (5) 事業実施結果報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号別紙2）
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の規定に基づく交付の申請については、電子情報処理組織（沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号）第3条第1項に定める方法をいう。）により行うことができる。

(実績報告)

第6条 本奨励金における実績報告は、前条に定める沖縄県業務改善奨励金交付申請書（様式第1号）をもって代えるものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、沖縄県業務改善奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に奨励金の額を通知するとともに、奨励金を交付する。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(奨励金の額の確定等)

第8条 奨励金の額の確定は、前条をもって代えるものとし、確定通知は前条に定める沖縄県業務改善奨励金交付決定通知書（様式第3号）をもって代えるものとする。

(指示及び検査)

第9条 知事は、奨励金の交付決定を受けた事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 奨励金の交付を受けた事業者は、国助成金の交付要綱第15条の規定により助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除額があることが確定し、国への返還が生じた場合には、沖縄県業務改善奨励金に係る消費税等仕入控除税額報告書兼返還申請書（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) この要綱に規定する奨励金の支給要件を欠くこととなった場合（事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く）

(3) 不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた場合

(4) その他本要綱に反する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金が支給されているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を

併せて命ずることができる。

4 第2項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿の備付等)

第12条 嘉勵金の交付を受けた事業者は、助成事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 次に掲げる者は、この要綱に基づく嘉勵金の交付の対象としない。

- (1) 法人等の役員等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- (2) 自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を許与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか嘉勵金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

別表1

対象経費 国の業務改善助成金の対象 経費支出済額（※）	県補助率	
	国の助成金の助成率が 3/4の場合	国の助成金の助成率が 4/5の場合
	1/8	1/10

※業務改善助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする。

別表 2

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額（円）	県の補助上限額	
			補助率1/8 (国の助成率 3/4の場合)	補助率1/10 (国の助成率 4/5の場合)
30円以上	1人	300,000	50,000	38,000
	2～3人	500,000	84,000	63,000
	4～6人	700,000	117,000	88,000
	7人以上	1,000,000	167,000	125,000
	10人以上	1,200,000	200,000	150,000
45円以上	1人	450,000	75,000	57,000
	2～3人	700,000	117,000	88,000
	4～6人	1,000,000	167,000	125,000
	7人以上	1,500,000	250,000	188,000
	10人以上	1,800,000	300,000	225,000
60円以上	1人	600,000	100,000	75,000
	2～3人	900,000	150,000	113,000
	4～6人	1,500,000	250,000	188,000
	7人以上	2,300,000	384,000	288,000
	10人以上	3,000,000	500,000	375,000
90円以上	1人	900,000	150,000	113,000
	2～3人	1,500,000	250,000	188,000
	4～6人	2,700,000	450,000	338,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000
	10人以上	6,000,000	1,000,000	750,000

別表2－2

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額（円）	県の補助上限額	
			補助率1/8 (国の助成率 3/4の場合)	補助率1/10 (国の助成率 4/5の場合)
30円以上	1人	600,000	100,000	75,000
	2～3人	900,000	150,000	113,000
	4～6人	1,000,000	167,000	125,000
	7人以上	1,200,000	200,000	150,000
	10人以上	1,300,000	217,000	163,000
45円以上	1人	800,000	134,000	100,000
	2～3人	1,100,000	184,000	138,000
	4～6人	1,400,000	234,000	175,000
	7人以上	1,600,000	267,000	200,000
	10人以上	1,800,000	300,000	225,000
60円以上	1人	1,100,000	184,000	138,000
	2～3人	1,600,000	267,000	200,000
	4～6人	1,900,000	317,000	238,000
	7人以上	2,300,000	384,000	288,000
	10人以上	3,000,000	500,000	375,000
90円以上	1人	1,700,000	284,000	213,000
	2～3人	2,400,000	400,000	300,000
	4～6人	2,900,000	484,000	363,000
	7人以上	4,500,000	750,000	563,000
	10人以上	6,000,000	1,000,000	750,000